

平成 27 年度第 4 回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議概要

- 1 開催日時 平成 28 年 2 月 19 日（金曜日） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）3 階 大会議室
- 3 出席委員 出雲祐二委員、蛭名篤委員、加川幸男委員、桐原郁子委員、工藤昭委員
坂本浩司委員、杉本正委員、前田保委員、三浦裕委員、村上秀一委員
安井真木子委員、山内了介委員、田中高央委員、藤田三夫委員
《計 14 名》
- 4 欠席委員 大村育子委員、佐藤秀樹委員
《計 2 名》
- 5 事務局 健康福祉部長 赤垣敏子、
健康福祉部理事 今村貴宏、健康福祉部理事 能代谷潤治、
健康福祉部次長 木浪龍太
健康福祉部参事（健康福祉政策課長事務取扱） 赤坂寛、
健康福祉部参事（高齢者支援課長事務取扱） 浦田浩美、
健康福祉部参事（青森市保健所健康づくり推進課長事務取扱） 山口朋子
障がい者支援課長 長内哲史、子育て支援課長 鹿内利行
子どもしあわせ課長 西澤哲司、介護保険課長 門間隆、
生活福祉課長 花田清志、保健予防課長 田中聡子、
浪岡事務所健康福祉課長 加福拓志、
健康福祉政策副参事 森田新、
健康福祉政策課主査 福岡文穂、健康福祉政策課主事 山下貴子、
健康福祉政策課主事 木原敏幸
《計 18 名》
- 6 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 案件審議
(1) 青森市地域福祉計画（案）について
 - 4 閉 会

7 配付資料

- 資料1 (仮称) 青森市地域福祉計画(素案) に対して提出されたご意見と市の考え方
- 資料2 目標設定案の概要
- 資料3 『青森市地域福祉計画-地域支え合いプラン-(案)』
- 資料4 青森市地域福祉計画-地域支え合いプラン-(案) における目標設定案

8 議事概要

会議次第3 案件審議(1) 青森市地域福祉計画(案) について〔資料1~4 参照〕

事務局(健康福祉政策課長) から説明があった。

質疑応答

- 「市民後見人・法人後見」の人材養成について、弘前市では市民後見人養成研修があり、実際に活動されている方がおり、さらに成年後見支援センターを開設している。青森市では市民後見人養成研修は行っているが、同様のセンターが設置されていない。バックアップ体制について聞きたい。(資料4 参照)
 - ・(事務局) 本市では、市民後見人については「育成」に着手したところであり、次の課題は、成年後見支援センターの設置であることを認識している。設置に当たっての課題調査等のため時間をいただきたいと考えている。
- 「地域福祉サポーター制度」について、自分が希望するサポートができるのか。(資料3 参照)
 - ・(事務局) この制度は、自分ができる範囲で具体的な活動を御登録いただくものと考えており、登録いただいた方と支援を受ける方とのマッチングを行っていきたい。
- 計画案の目標とする指標案において、「福祉ボランティア」登録者数を第1章で設定し、「地域福祉サポーター」登録者数を第2章で設定していることについて、これらはどう違うのか。(資料4 参照)
 - ・(事務局) 「福祉ボランティア」は、福祉分野だけではなく様々なボランティアを対象に青森市社会福祉協議会に登録していただいている既存の制度である。計画における意識の向上(地域で支え合う意識の向上)の指標を設定するに当たり、現に「福祉ボランティア」制度があることから、その登録者数の人口1万人当たりの割合を設定しようとしたものである。また、実際に活動した担い手(地域福祉の担い手の育成・確保)を計る指標として、新たに創設する「地域福祉サポーター」への登録数を設定しようとしたものである。
- 2つの指標の関係がわかりづらいのではないか。

- ・(事務局) 御指摘のとおりである。計画決定に当たっては、わかりやすく整理し修正する。
- 子ども、高齢者、障がい者など社会的に弱者と言われる方たちに対して、何かをすることが「福祉」みたいなイメージがあるため、サポーターやボランティアの部分でぶれているのではないかと感じる。人材がせっかくいるにもかかわらず、うまく利用できないのは、そういうところにあるからではないか。
- ・(事務局) 地域福祉計画は、障がいのある方のため、高齢者の方のため、子どもたちのためということではなく、地域に住んでいる方が、自分の持てる力を地域で出し合っ、お互いに支えあって、つながって共に地域で暮らすことを目指すものであり、例えば、障がいがある方であっても、地域のために自分のできること、やれることを地域のためにお貸しいただき、そのことが、また、障がいのある方の生きがいつくりにも繋がると捉えている。
- 目標とする指標案における「ノーマライゼーションに対する満足度」の基準値 8.5 パーセントと「地域福祉に対する満足度」の基準値 9.2 パーセントについて、現況において 1 割に満たない値であり、少ないという印象があるが、事務局はどのように捉えているか。(資料 4 参照)
- ・(事務局) これらの指標は、青森市総合計画において市民意識調査の数値を設定する指標であるが、確かに低い印象がある。満足度の数値は、全体として低く出る傾向にあるが、地域福祉は他と比べれば高い状況ではある。客観的に毎年捕捉できる指標は何かと考えたとき、市民意識調査なのだろうということで設定したものであり、現実はまだ満足度は高いかもしれないが、毎年少しずつポイントが上がっていくことが地域福祉の浸透と考えている。
- 市民意識調査での地域福祉の満足度について、100 点満点がない社会福祉に対し、満足しているか否かを聞くことが間違いではないか。「市ではこのように考え、こうやっている、このことについてどのように考えますか」というように、抽象的ではなく、具体的な質問事項とするべきではないか。
- ・(事務局) 委員御指摘のとおり、具体的にわかるような質問とするよう、市民意識調査の担当部署と今後協議する。
- 地域福祉の推進を計る具体的な指標は、まだ確立されておらず、模索の段階であることから、今回の計画では市民意識調査の満足度とするのはやむを得ないが、これからもっと精査して、何を目標値とするのかを、今後の大きな課題として検討していただければと思う。

- 資料4の「障がい者相談員」について、障がい者相談員は、障がいのある方が相談員となっているのか、それとも健常者の方が相談員となっているのか。
 - ・(事務局) 身体障がい者相談員は障がい者ご本人が相談員となっており、知的障がい者相談員は、御家族、保護者の方、関係者の方が相談員となっているものである。計画には、注釈をつけて、わかりやすく記載する。

- 高齢者や子どものためには地域でいろいろやっているが、障がい者のために、地域は何ができるのか、何を望むのかを委員の皆さんに教えてほしい。
 - ・(委員) 暖かく見守ってほしい。「何かをしてほしい」といわれたときは、できる範囲で構わないので、ちょっとしたお手伝い程度でも大丈夫である。
 - ・(委員) 障がい者の立場として、行政に対しては施策の対応についていろいろと言えらるが、一般の方にはなかなか言えない気持ちがある。

- 計画全般について、人口減少についての対策を考えていく必要があるのではないかと。
 - ・(事務局) 人口減少対策は、昨年10月に策定した青森市総合戦略において対策を打ち出している。

- 「小・中学校生などへの福祉読本配付」について、障がいのある当事者から話を聞くということが非常に大事だと思う。
 - ・(事務局) 青森市障がい者計画の実施段階で教育委員会とも連携して進めてまいりたい。

意見

- 今の地域の問題は、地域がこのままではやっていけなくなるという現実。地域を守るためには、危機に瀕しているという形で見えていただくことだと思う。また、企業の方も自分の企業が儲けるだけでなく、地域で社会的な責任を果たす意味でも、しっかり担い手として活動してほしい。

- なぜ今、青森市地域福祉計画を見直さなければならぬのか、5年先を見ようとしているのか、市民がわかるように策定してほしい。

- 地域の中に様々な課題があり、これを検討して、整理して、活動するためには、地域支え合い推進員(コミュニティー・ソーシャル・ワーカー)は非常に重要な役割があることから、市ではぜひやっていただきたい。応援したいと思う。

- 地域福祉といいながら、活動が目的別とか対象者別になりがちなどところがあるかもしれない、そこをネットワークでつなげたり、雇用を促進したりするのも大事なこと

を改めて思った。例えば、高齢者の活動と子どもの活動のクロスオーバーや、相談支援事業所と地域包括支援センターのコラボレーションなど、自由な組み合わせによる活動を目指していけばさらによいのではと思う。

- 青森市社会福祉協議会としては、個別の問題を解決するというよりも、地域コミュニティを円滑にし、地域の住民が話し合いできるようにしていく責務があると思っている。地域福祉計画については、市と協力しながら進めてまいりたい。
- 社会福祉協議会の事業の内容について、利用している方はよくわかっているが、そうでない人には意外と理解してもらっていないのではないかと感じている。
- 地域福祉においては、PTAも役割を果たすという意味で、大きい存在かと思われる。PTA活動の活性化をしていきながら、地域に入っていくことも必要と思われる。また、ボランティアを増やす方法として、大人を増やすだけでなく、子どもと一緒に親ができるボランティアを進めていくと親が入りやすいと思う。
- 東日本大震災をきっかけに、災害時要援護者支援制度により、民生委員においても、これまでわかりづらかった、内臓疾患がある障がい者の方が地域に実際いらっしゃることがわかるようになった。その方たちにも民生委員は訪問して、現状の聞き取りなどに取り組んでいる。これからも行政の協力をお願いする。

審議結果

- ・案は本日の意見を踏まえて修正すること。
- ・修正内容の確認は分科会長に一任すること。
- ・これらをもって、案については全会一致で了承された。
- ・本日をもって、地域福祉専門分科会での審議を終了とした。